○仙台市家庭的保育事業等の設備及び運営等に関する規則

平成二七年三月三一日

仙台市規則第六五号

（趣旨）

第一条　この規則は、家庭的保育事業等に係る仙台市放課後児童健全育成事業、 家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年仙台市条例第四十四号。以下「条例」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令十一号。第十六条において「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条　この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（休業日）

第三条　家庭的保育事業等の休業日は、次のとおりとする。ただし、家庭的保育事業者等が必要と認めるときは、休業日に事業を行うことができる。

一　日曜日

二　国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

三　十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

四　その他市長が必要と認める日

（不審者の侵入に対する備え）

第四条　家庭的保育事業者等は、不審者の侵入に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

（職員の健康診断）

第五条　家庭的保育事業等は、その職員に対し、年一回以上の健康診断及び月一回以上の検便を実施するものとする。

（家庭的保育事業の構造及び設備の基準）

第六条　家庭的保育事業を行う場所の構造及び設備については、条例、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）その他関係法令の定めによるほか、次に掲げる基準によらなければならない。

一　家庭的保育事業を行う場所のある建物が昭和五十六年五月三十一日以前に建築基準法第六条第一項の確認済証が交付された建物である場合は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条第一項に規定する耐震診断又は同条第

二項に規定する耐震改修（第十条第一号及び第十四条第一号において「耐震診断等」という。）を行い、地震に対する安全性の向上を図る必要がないと認められること

二　乳幼児の保育を行う専用の部屋は一階に設置するものとし、やむを得ず二階に設置する場合にあっては、非常口及び乳幼児の避難のための階段等があること

三　条例附則第三項の規定により調理員を配置しない場合にあっては、調理をする場所から乳幼児の保育を行う専用の部屋が見渡せること。調理をする場所から乳幼児の保育を行う専用の部屋への見通しが十分でないと市長が認める場合にあっては、家庭的保育補助者を配置する等の安全対策を講じること

四　その他市長が必要と認める設備を設けること

（家庭的保育者の要件）

第七条　条例第十四条第二項に規定する市長が行う研修は、家庭的保育者の認定を受けようとする者のうち、市長が家庭的保育者として適当と認めた者を対象として行うものとする。この場合において、当該研修の修了については、当該研修における目標の達成状況及び家庭的保育者としての適性評価等を踏まえ、市長が決定する。

2　条例第十四条第二項に規定する保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　保健師、助産師、看護師若しくは准看護師のいずれかの資格又は幼稚園教諭の免許状を有する者

二　子育ての経験がある者であって、保育士又は前号に掲げる者と同程度の能力を有すると市長が認めるもの

3　条例第十四条第二項第一号に規定する保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

一　保育に従事する年度の末日において満六十八歳以下（家庭的保育者の認定を受ける日の属する年度の末日において満六十三歳以下）であること

二　他に職業を有しないこと

三　同居している者に乳幼児又は介護を必要とする者がいないこと。ただし、同居している者が当該乳幼児の保育又は当該介護を必要とする者の介護を行うことができる等、保育に専念できると市長が認める場合は、この限りでない。

四　成年被後見人又は被保佐人に該当しないこと

五　市税の滞納がないこと

六　仙台市暴力団排除条例（平成二十五年仙台市条例第二十九号）第二条第三号に規定す

る暴力団員等（第九条第四号において「暴力団員等」という。）に該当しないこと

（家庭的保育者の認定）

第八条　家庭的保育者の認定を受けようとする者は、市長が定める方法により、家庭的保育者の認定の申請をするものとする。

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、条例第十四条第二項に規定する要件を満たすと認めるときは、速やかに家庭的保育者として認定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（家庭的保育補助者の要件）

第九条　条例第十四条第三項に規定する市長が行う研修は、家庭的保育補助者になろうとする者のうち、次に掲げる要件を満たしていると市長が認める者を対象として行うものとする。

一　研修の申込みの日において満十八歳以上であること

二　保育に従事する年度の末日において満六十八歳以下であること

三　高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学していないこと

四　暴力団員等に該当しないこと

（小規模保育事業所A型及び小規模保育事業所B型の構造及び設備）

第十条　小規模保育事業所A型及び小規模保育事業所B型の構造及び設備については、条例、建築基準法、消防法その他関係法令の定めによるほか、次に掲げる基準によらなければならない。

一　事業所のある建物が昭和五十六年五月三十一日以前に建築基準法第六条第一項の確認済証が交付された建物である場合は、耐震診断等を行い、地震に対する安全性の向上を図る必要がないと認められること

二　乳児の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画すること

三　調理設備は、保育室や便所とは別の専用の区画内に配置し、安全性や衛生面で問題がないこと

四　調乳室は、乳児室内に設けること。ただし、調理室又は調理設備に調乳を行うことができる機能を持たせた場合は、この限りではない。

五　便所は、事業所内の他の部屋等と区画された場所に配置するとともに、便所内には、幼児用便器一個以上、職員用便所及び手洗い（幼児用を含む。）を設置すること

六　便所内の手洗いとは別に、保育室等内に手洗い設備を一以上設けること

七　その他市長が必要と認める設備を設けること

（小規模保育事業所A型及び小規模保育事業所B型の職員）

第十一条　小規模保育事業所A型及び小規模保育事業所B型の職員については、条例第十七条及び第十九条に規定するもののほか、次に掲げる基準によらなければならない。

一　専属の施設長を常勤職員として配置すること

二　小規模保育事業所A型の職員にあっては保育士（条例第十七条第三項の規定により保育士とみなされた者を含む。）又は国家戦略特別区域限定保育士の数の三分の一以上を、小規模保育事業所B型の職員にあっては保育従事者の数の三分の一以上を常勤職員とすること

三　食事に関して栄養士又は管理栄養士から必要な助言等を受けられる体制を確保すること

（小規模保育事業所C型の構造及び設備）

第十二条　小規模保育事業所C型の構造及び設備については、第六条（第二号を除く。）の規定を準用する。

（居宅訪問型保育事業所の設備及び備品等）

第十三条　条例第二十三条に規定する設備及び備品等は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第三十七条各号（第五号を除く。）に掲げる保育の実施に必要なものとして市長が定めるものとする。

（事業所内保育事業所の構造及び設備）

第十四条　事業所内保育事業を行う事業所の構造及び設備は、条例、建築基準法、消防法その他関係法令の定めによるほか、次に掲げる基準によらなければならない。

一　事業所のある建物が昭和五十六年五月三十一日以前に建築基準法第六条第一項の確認済証が交付された建物である場合は、耐震診断等を行い、地震に対する安全性の向上を図る必要がないと認められること

二　調理設備は、保育室や便所とは別の専用の区画内に配置し、安全性や衛生面で問題がないこと

三　便所は、事業所内の他の部屋等と区画された場所に配置するとともに、便所内には、幼児用便器一個以上を設置すること

四　その他市長が必要と認める設備が設置されていること

（事業所内保育事業の職員）

第十五条　事業所内保育事業を行う事業所の職員については、条例第二十七条及び第二十九

条に規定するもののほか、次に掲げる基準によらなければならない。

一　専属の施設長を常勤職員として配置すること

二　保育所型事業所内保育事業所の職員にあっては保育士(条例第二十七条第三項の規定により保育士とみなされた者を含む。)又は国家戦略特別区域限定保育士の数の三分の一以上を、小規模型事業所内保育事業所の職員にあっては保育従事者の数の三分の一以上を常勤職員とすること

三　食事に関して栄養士又は管理栄養士から必要な助言等を受けられる体制を確保すること

(認可の申請等)

第十六条　省令第三十六条の三十六第一項の規定による申請は、家庭的保育事業等認可申請書により行わなければならない。

2　省令第三十六条の三十六第三項又は第四項の規定による変更の届出は、家庭的保育事業等認可事項変更届出書に当該変更に関し市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

(実施細目)

第十七条　この規則の実施細目は、こども若者局長が定める。

附　則

(施行期日)

1　この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の日の前日において家庭的保育事業又は小規模保育事業C型を行う者(市長から当該事業の実施について委託を受けた者に限る。)が引き続き同一の場所において家庭的保育事業又は小規模保育事業C型を行う場合においては、第六条第一号(第十二条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

附　則(平二八、三・改正)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附　則(平二八、三・改正)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附　則(令五、三・改正)

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。